

令和3年10月11日

製薬会社 MR 各位

獨協医科大学日光医療センター
病院長 安 隆則
薬剤部長 坂本 鉄弥

院内における MR 活動規制の緩和について（依頼）

平素より、院内における適正な医薬品情報提供活動へのご協力に感謝申し上げます。さて、獨協医科大学日光医療センターでは、新型コロナウイルス感染症対策として、MR 活動（医薬品の情報提供、勉強会・講演会の開催など）の規制を行ってまいりましたが、全国 19 都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の解除に伴い、MR 活動の規制を緩和することといたしました。ただし、MR 活動実施時には、引き続き感染対策の徹底をお願いいたします。

- ① 面談については、引き続きオンラインを推奨とするが、必要な場合は対面での面会も可能とする。（ただし、訪問時には、面会相手の許可を得てください）
 - ② 院内への訪問については、可能な限り自粛をお願いするが、必要があって訪問する場合は、感染防止対策を徹底し、なるべく短時間で用件をすませる。
 - ③ 説明会・勉強会については、感染対策に十分配慮することを条件に開催を認める。ただし、会場での飲食は禁止とし、提供されたお弁当などはすべて持ち帰りとする。
- ※ 説明会・勉強会の開催については、開催する部署の責任者等と事前によく打ち合わせてください。

なお、今回の措置は、新型コロナウイルス感染状況の変化等により変更される場合がありますので、その際は改めてご連絡いたします。

以上